



第2次小山町環境基本計画

富士山とともに生きる
豊かな水と緑にあふれる 持続可能なまち おやま



はじめに

私たちの小山町は、世界文化遺産である富士山を象徴に、富士の頂、連なる外輪状の三国山系、北東方の丹沢山系、東南方の箱根外輪山・足柄山嶺と、千メートルを超える山々に囲まれ、緑豊かな自然環境と豊富な湧水、光に満ちた田園の広がりから恵みを受け、長い歴史を築いてきました。この恵まれた本町の環境を保全・創造し、将来の世代が享受できるよう平成 25（2013）年 3 月に「小山町環境条例」を制定し、翌年の平成 26（2014）年 3 月に「環境基本計画」（第 1 次計画）を策定し、各種施策を進めて参りました。



近年、環境を取り巻く状況は、社会・経済情勢の変動に伴い、日本だけでなく世界規模で大きく変化しています。中でも地球温暖化が原因と考えられる猛暑や豪雨災害等が各地で頻発しており、当町も過去に生活環境や生命、財産を脅かす深刻な状況を経験しました。

そこで、小山町では令和 4 年（2022）年 3 月、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指した「小山町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、改めて脱炭素化への取り組みを力強く進めることを表明しました。

このような背景のもと、10 年先の未来を見据え、「富士山とともに生きる 豊かな水と緑にあふれる持続可能なまち おやま」を目指す新たな環境像として、「第 2 次小山町環境基本計画」を策定しました。

本計画では、富士山をはじめとした自然環境や生活環境、さらに地球環境等、幅広く課題を設定し、持続可能な社会づくりの目標である SDGs の理念に基づいて約 120 の施策をもって目指す環境像の実現に向けて推進して参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました小山町環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました町民・事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

小山町長 込山正秀

目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の概要	9
第2章 環境の現状と課題	11
第1節 町の概況	11
第2節 自然環境	16
第3節 生活環境	23
第4節 資源循環	29
第5節 地球環境	32
第6節 環境学習等	36
第7節 課題	38
第3章 計画の目標	43
第1節 基本理念と目指す環境像	43
第2節 目指す環境像に向けた目標と取り組み	45
第3節 環境目標と数値目標	46
第4章 取り組みの推進	48
取り組み方針1 富士山	50
取り組み方針2 森林・農地	52
取り組み方針3 動植物	54
取り組み方針4 自然とのふれあい	55
取り組み方針5 水環境	56
取り組み方針6 大気・その他生活環境	58
取り組み方針7 3R*の推進	59
取り組み方針8 廃棄物の適正処理	61
取り組み方針9 総合的な地球温暖化対策	62
取り組み方針10 交通の脱炭素化	64
取り組み方針11 エネルギーの地産地消	65
取り組み方針12 環境学習・環境保全活動等	66
第5章 地域別の環境に配慮した取り組み	67
第1節 小山地域の取り組み	68
第2節 足柄地域の取り組み	69
第3節 北郷地域の取り組み	70
第4節 須走地域の取り組み	71
第6章 計画の推進体制と進行管理	73
第1節 推進体制	73
第2節 進行管理	75
資料編	76
1 参考資料	76
2 用語解説	89



第1節 計画策定の背景

1 小山町環境基本条例と小山町環境基本計画

「小山町環境基本条例」の制定の背景



本町は、緑豊かな森林に囲まれ、地下水が湧き出し、高山から平地にかけて多種多様な生物が生息するなど、豊かな自然環境に恵まれた地域です。特に水や森林は、生活や産業に重要な資源であったことから、先人たちは自然からの恵みを大切に守り、生かしながら自然と共生した暮らしを営んできました。それと同時にこの美しい環境は、人々の心に大きな潤いと安らぎをもたらしてきました。

こうしたなか、私たちの生活が便利なものとなるに従い、生活排水等による水質汚濁、放置された山林や農用地の増加、近年では地球温暖化に代表される気候変動による影響が顕在化してきました。私たちは、先人から受け継いだ豊かな自然環境を守り育て、失われた環境を復元し創造するとともに、地球規模の環境問題にも立ち向い、将来世代の人々が安心して安全な生活を享受できるよう努めていくことが必要です。そこで、本町の環境を保全・創造していくための「小山町環境基本条例」の制定が求められました。

「小山町環境基本計画」の策定

本町では2013（平成25）年3月に「小山町環境基本条例」を制定するとともに、同条例を具体的に推進していくため、第8条に基づく「小山町環境基本計画」（以後、第1次計画という。）を2014（平成26）年3月に策定しました。

また、2019（平成31）年3月には、「小山町環境基本計画中間見直し」（第1次計画中間見直し）を策定しました。

第1次計画の計画期間は2014（平成26）年度から2023（令和5）年度までの10年間であり、この間、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。



第1次計画

第1次計画中間見直し

2 国内外の動向

「小山町環境基本条例」の施行後の世界、日本・静岡県、小山町の動向は以下のとおりです。

世界の動向



- 2015（平成 27）年 9 月に国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、2030（令和 12）年に向けた国際的な目標として、取り組みが進められています。
- 世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2℃より低く保つ（1.5℃に抑えるように努力する）ことを目標として「パリ協定*」が 2016（平成 28）年 11 月に発効しました。その後、2021（令和 3）年にイギリスで開催された COP26（国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議）では、「グラスゴー気候合意*」でパリ協定*の「1.5℃目標」の実現に向けて各国が決意を持って取り組むことが確認されました。2022（令和 4）年にエジプトで開催された COP27 では「緩和の野心と実施を向上するための作業計画」が採択され、2023（令和 5）年にアラブ首長国連邦（EAE）で開催された COP28 では「化石燃料からの脱却を進め、この重要な 10 年間で行動を加速させる」ことなどが合意されました。
- 2022（令和 4）年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で「昆明モントリオール生物多様性枠組*」が採択されました。「2030 年ネイチャーポジティブ」の考え方、2030（令和 12）年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「30by30 目標」などが盛り込まれました。



SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成 27）年 9 月、国連サミットで環境・経済・社会に関わる 17 のゴールから構成される具体的行動指針である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。17 のゴールのなかには、生物多様性の保全と持続可能な利用についての内容も含まれており、目標年度の 2030（令和 12）年に向け、世界中で取り組みが推進されています。



SDGs の 17 のゴール



COP28 の成果

2023（令和 5）年 11～12 月にアラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開催された COP28（国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議）では、パリ協定*の実施や追加ルールなどについて議論され、気候変動の悪影響に伴う損失および損害対策などが取り上げられました。



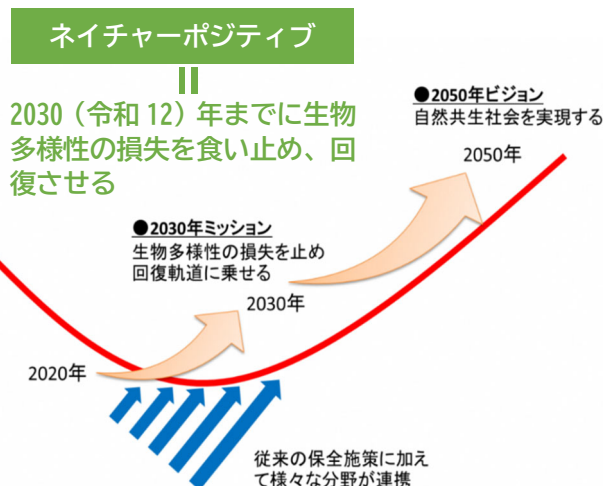
また、COP28 では、各国が自主的に設定した温室効果ガスの削減目標を評価する「グローバル・ストックテイク（GST）」が注目されました。GST は 5 年ごとに実施され、目標達成に向けた改善へとつなげるしくみです。さらに、締約国が合意した成果文書には、「2050 年までに脱化石燃料を実現させ、特に 1.5℃に気温上昇を抑えるために必須である 2030 年頃までの 10 年間に行動を加速させる」という宣言が含まれており、歴史的な転換点になるとも考えられています。さらに、2035 年までに世界全体の温室効果ガス排出量を 2019 年比で 60%削減することが必要とされているほか、再生可能エネルギー*の導入量を 2030 年までに世界全体で 3 倍にするとの目標も盛り込まれました。



ネイチャーポジティブと 30by30 目標

2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標を「ネイチャーポジティブ」（自然再興）といいます。また、ネイチャーポジティブの実現に向け、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する目標を「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」といいます。現在、日本では国立公園などの保護地域の割合が陸域20.5%、海域13.3%です。目標達成のためには、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）とよばれる里地里山や社有林、社寺林などの拡大が必要とされており、今後は本来の自然の力を回復させるような方策を検討していくことが求められます。

人間の存続基盤としての生物多様性・生態系の状態



ネイチャーポジティブのイメージ

【資料：生物多様性国家戦略 2023-2030】

日本・静岡県の動向



- 2019（令和元）年10月に食品ロス*を削減する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。
- 2020（令和2）年10月、国が2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを宣言しました。2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度に温室効果ガス排出量を46%削減（2013（平成25）年度比）とすることを目標として掲げ、「パリ協定*」の実現を目指しています。
- 2022（令和4）年4月にプラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。
- 2023（令和5）年3月に「昆明モントリオール生物多様性枠組*」を実現するための「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。また、2023（令和5）年度からは適切な自然資源管理がなされている企業の森や社寺林など、生物多様性の保全に貢献する区域を「自然共生サイト*」として認定する制度を開始しました。
- カーボンプライシング*という政策手法の取り組みや、脱炭素化を目指すための技術開発への投資支援などを規定した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）*」が2023（令和5）年6月に施行されました。
- 静岡県では2022（令和4）年3月に「第4次静岡県環境基本計画」「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」、2023（令和5）年3月に「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。



食品ロス*



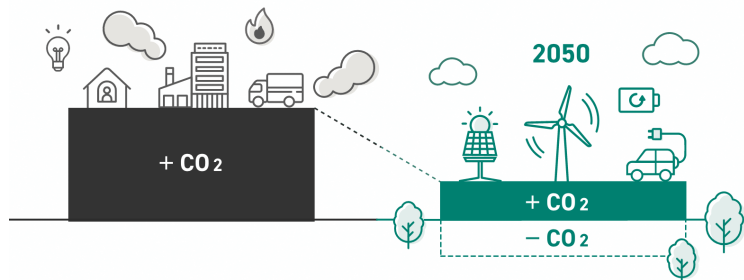
食品ロス*とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、日本全体では年間523万トン（2021年度）の食品ロス*が発生しています。食品ロス*を減らすためには、食べ物を買うお店や食べるお店でも食品ロス*を減らすことを意識することが大切です。例えば、賞味期限の近い値引き商品を買ったり、食べきれぬ分量を注文して、食べ残しを出さなかったりすることができます。



コラム

カーボンニュートラル

カーボンニュートラル（炭素中立）とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量と、植林など森林管理による吸収量を均衡させ、その差し引きで合計を実質的にゼロにすることです。



カーボンニュートラルのイメージ

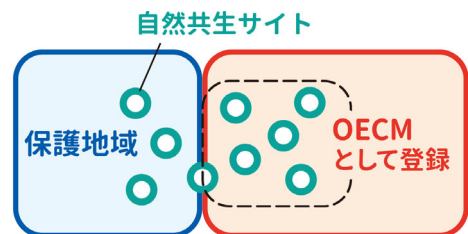
【資料：環境省・脱炭素ポータル】



コラム

自然共生サイト*

「自然共生サイト*」とは、「30by30 目標」の達成に向けた取り組みの一つとして、環境省が2023（令和5）年度から開始した制度です。企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト*」として認定し、自然公園等の保護地域を除く地域はOECD（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として国際データベースに登録されます。



図中の○が「自然共生サイト」
自然共生サイト*のイメージ

【資料：環境省】

自然共生サイト*の認定によって、登録者は緑地等の保全・管理が国から評価されるため、意欲が高まるとともに社外にもアピールしやすくなるものと期待されています。

小山町の動向



- 2013（平成25）年3月に「小山町環境基本条例」を制定し、2014（平成26）年3月に「小山町環境基本計画」を策定しました。また、2019（平成31）年3月には計画を見直し、「小山町環境基本計画中間見直し」（第1次計画中間見直し）を策定しました。
- 2013（平成25）年6月、第37回ユネスコ世界遺産委員会において、富士山（「富士山・信仰の対象と芸術の源泉」）が世界文化遺産に登録されました。
- 2015（平成27）年3月、富士山エコパーク焼却センターでゴミ中間処理を開始しました。
- 2021（令和3）年3月に「第5次小山町総合計画」を策定し、10年後に目指す将来像として「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」を掲げました。
- 2021（令和3）年12月に「第5次小山町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。
- 2022（令和4）年3月には、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指した「小山町ゼロカーボンシティ宣言」、同年5月には富士山ネットワーク会議（御殿場市、富士市、富士宮市、裾野市、小山町で構成）で「ゼロカーボンシティ宣言」をしました。
- 2023（令和5）年1月に、2市1町（御殿場市、裾野市、小山町）で、静岡県「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」として、「富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏」の認定を受けました。

3 町民の意識

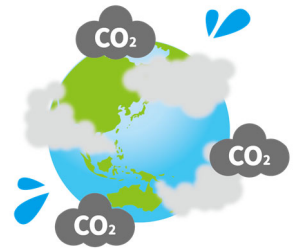
- 本町では、町民の意向を町の施策に反映するために「町民意識調査」を毎年実施しています。
- 2023（令和5）年度に実施した町民意識調査の結果から、環境分野に注目した結果は以下のとおりです。

まちづくり全体の満足度

- まちづくり全体の満足度をみると、満足度ワースト2位に「地球温暖化」、満足度下降トップ1位に「ごみの減量化や資源化」が入るなど、地球温暖化やごみに対する満足度が低いことがわかります。
- 地球温暖化に関する施策が太陽光発電設備への補助など限定的であること、ごみの資源化に対する周知不足などが原因になっていると考えられます。

☹️ 満足度ワースト3

順位	項目	満足度（昨年度）
1	賑わいのある商業地づくりを行っている	11%（11%）
2	町は地球温暖化対策が進んでいる	15%（18%）
3	町は林業の活性化に取り組んでいる	16%（20%）



↓ 満足度下降トップ3（昨年度対比）

順位	項目	下降ポイント
1	町はごみの減量化や資源化が進んでいる	13P 46% ⇒ 33%
2	安心して子どもを生み育てる環境が整っている	10P 61% ⇒ 51%
3	町民が手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの感染予防に自主的に取り組んでいる	8P 88% ⇒ 80%
3	次世代を担う子どもたちが健やかに成長している	8P 63% ⇒ 55%

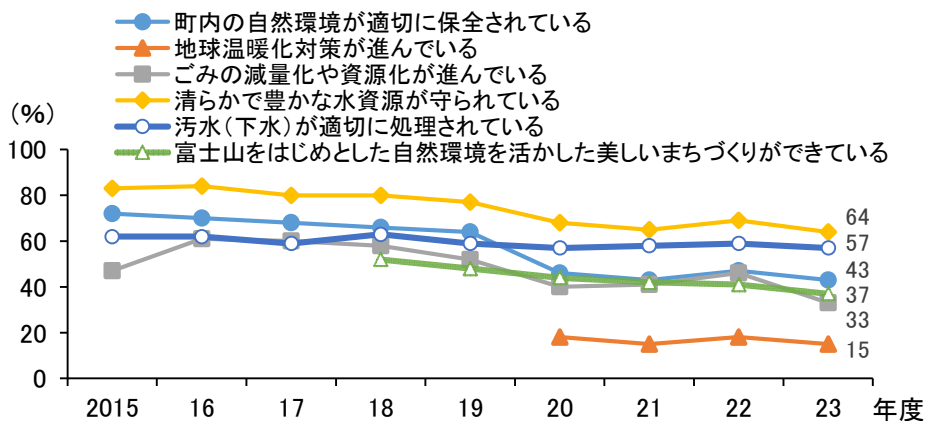


町民意識調査の結果（2023年度）

【資料：小山町町民意識調査】

環境に対する満足度

- 環境に対する満足度の結果をみると、2023（令和5）年度は「清らかで豊かな水資源が守られている」（64%）、「汚水（下水）が適切に処理されている」（57%）などが高かった一方で、「地球温暖化対策が進んでいる」（15%）は低くなっています。
- 経年変化をみると、「町内の自然環境が適切に保全されている」、「清らかで豊かな水資源が守られている」などは大きく満足度が低下しています。2018（平成30）年頃から湯船原地区などで大規模開発を実施しており、これらの開発事業が満足度に影響を与えていることも考えられます。



町民意識調査結果（環境に対する満足度）の経年変化

【資料：小山町町民意識調査】

4 第1次計画の評価

- 第1次計画中間見直しでは、「目指す環境像」ごとに「達成目標」を掲げており、その評価を行いました。また、毎年度作成している「年次報告書」において、第1次計画中間見直しの取り組み状況を具体目標の達成率（2023年度の目標値に対する2021年度実績の達成率）として点検しており、その結果の評価を行いました。

目指す環境像

■目指す環境像1 豊かな自然と快適な生活空間

目標	目標値	2023年度	評価
定期的実施する町民アンケートにおいて、「住みよい」との回答が90%以上となることを目指します。	90%	—	評価不能

- 2015（平成27）年度から町民アンケートの設問が大きく変わり、当該設問がなくなったため、評価不能とします。

■目指す環境像2 きれいな水と空気、安全な生活環境

目標		目標値	2023年度	評価
環境に係る環境基準の達成率100%（光化学オキシダント*を除く）を目指します。	水環境	BOD*環境基準 A類型	94.7% (2022)	△
	大気環境	各項目の 環境基準	100% (2022)	○

- 水環境について、経年的にみると水質環境は緩やかな改善傾向を示しています。年によりBOD*、SS*、大腸菌数に変動がみられますが、これは降水量などの影響によるものと考えています。今後とも、環境基準のAのレベルを目指し施策を推進します。
- 大気環境について、県が実施している測定結果をみると光化学オキシダント*を除き、全ての項目について環境基準を達成しており良好な環境が得られています。今後とも良好な大気環境を確保できるよう施策を推進します。

■目指す環境像3 循環型の社会

目標	目標値	2023年度	評価
1人1日当たりのごみの排出量について、2020（令和2）年度までに890g/人・日以下を目指します。	890g/人・日 以下	928g/人・日 (2022)	×

- 2013（平成25）年度の1人1日当たりのごみ排出量1,064g/人・日に対し、2022（令和4）年度では928g/人・日でした。
- 2020（令和2）年度目標の890g/人・日まで届かなかったものの、小山町公式LINEで分別がわかるBot*の運用開始やフードドライブ*・フードパントリー*の実施によって、1人1日当たりのごみ排出量は着実に減少してきていると考えられます。引き続きごみの排出量の削減に向けた施策を推進します。

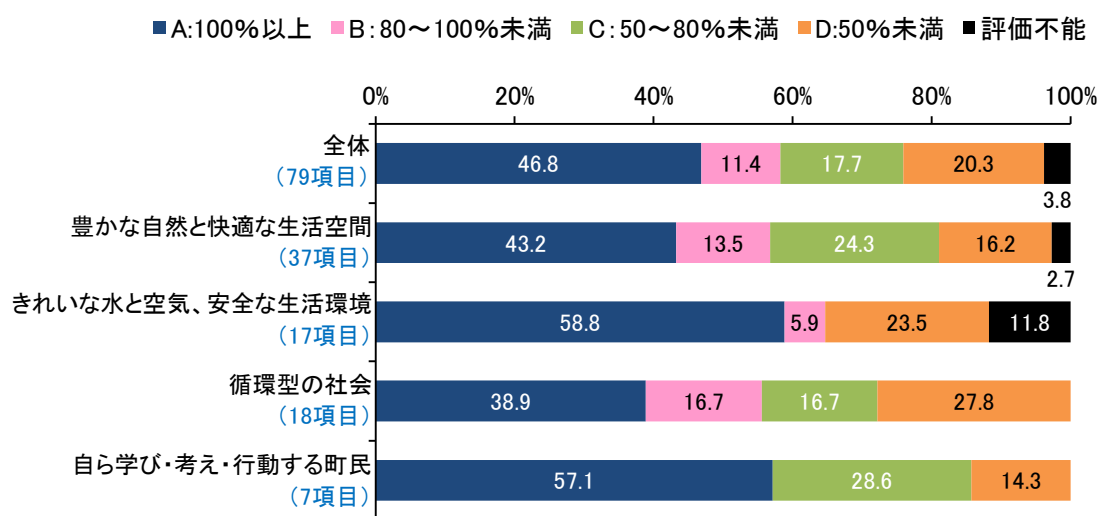
■目指す環境像 4 自ら学び・考え・行動する町民

目標	目標値	2013～2022年度	評価
環境学習への参加者が延べ6,500人を超えることを目指します。	6,500人	3,314人	×

- 2013（平成 25）年度から環境基本計画の取り組み事項に掲載のある環境学習について、水生生物調査やアース・キッズチャレンジ等の延べ参加人数は3,314人でした。
- 2020（令和 2）年度から 2022（令和 4）年度までコロナ禍による対面抑制を行ったことが、目標に達しなかった大きな原因と考えられます。コロナ禍前は1年間平均600人程度の参加がありました。
- 引き続き、ポストコロナ*における環境学習等の方法について検討・実践します。

具体目標（詳しくは「資料編」を参照）

- 4つの「目指す目標像」を実現するために取り組み目標を定め推進してきた事業は79項目となります。これらについて達成状況をとりまとめた結果は以下のとおりです。
- 全体では、「A:100%以上」が46.8%で最も多くなりましたが、「D:50%未満」も20.3%ありました。
- 「目指す環境像」ごと「A:100%以上」の割合を比較すると、「きれいな水と空気、安全な生活環境」（58.8%）が最も多く、次いで「自ら学び・考え・行動する町民」（57.1%）でした。これらの目指す環境像は、おおむね取り組みが順調に進捗しています。
- 「D:50%未満」の割合を比較すると、「循環型の社会」（27.8%）が多くなっており、取り組みの見直しが必要となるものが含まれています。



第1次計画における具体目標の達成率
(2023年度の目標値に対する2022年度実績の達成率)

【資料：小山町環境基本計画・年次報告書】



富士山須走口インフォメーションセンターの開設



J-クレジット制度*の活用に向けた町有林の整備



全国初の「和ハーブロード*」の認定
(一般社団法人和ハーブ協会)



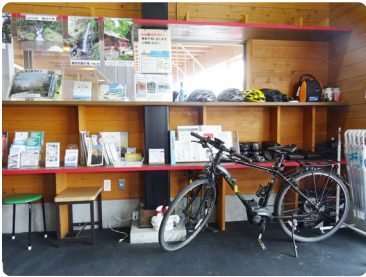
鮎沢川における水生生物調査の定期的な実施



古着類等回収ボックスによる古着の回収



「夏のDigi田甲子園」
小山町に投票をお願いします！
小山町デマンドバス*が「夏のDigi田甲子園*」全国ベスト4を受賞



フジサイクルゲート*の開設



購入補助による家庭用太陽光発電施設の普及拡大



小学生による太陽光発電施設の見学

主な取り組みの成果

5 第2次小山町環境基本計画の策定に向けて

第1次計画の計画期間が2023（令和5）年度で終了することから、国内外の近年の動向、町民の意識調査結果、第1次計画中間見直しの成果と課題などを踏まえた新たな「第2次小山町環境基本計画」（以後、第2次計画という。）を策定しました。

第2節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

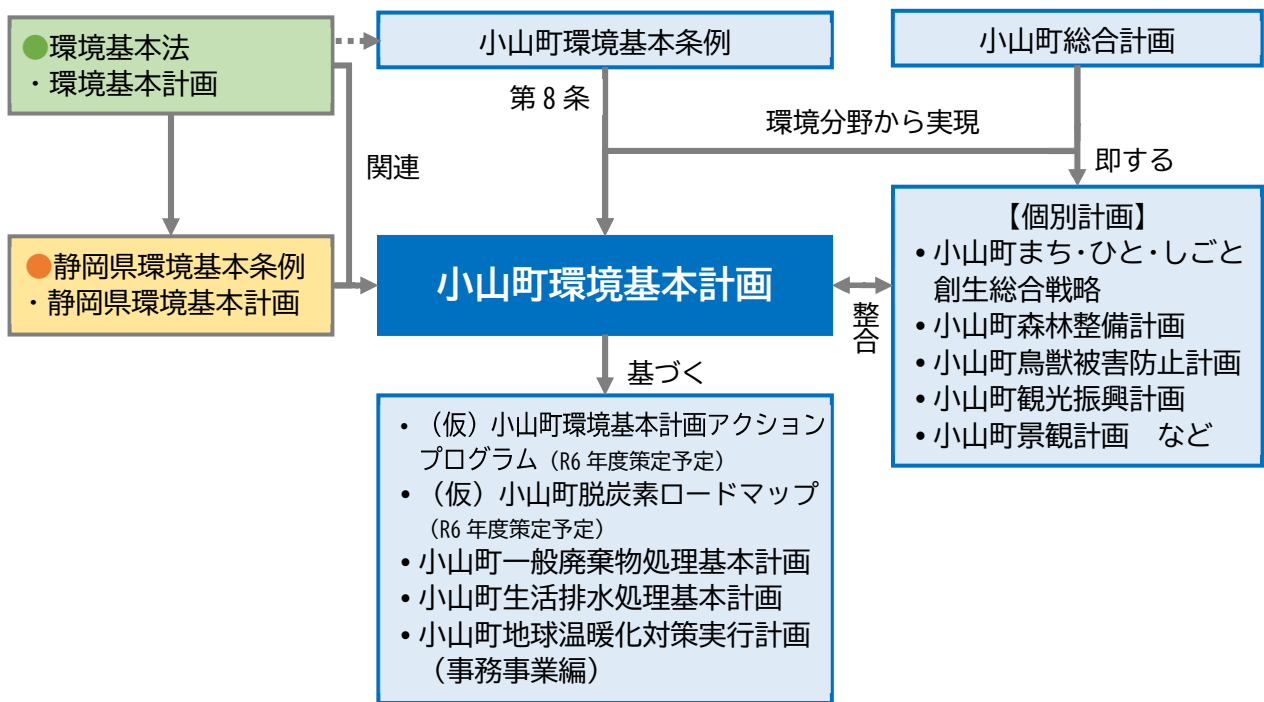
本計画は、「小山町環境基本条例」の第3条に定める基本理念の実現に向けて、同条例第8条で定める環境基本計画の規定に基づき策定するものです。

環境の保全と創造への取り組みが、町、町民、事業者及び滞在者等が一体となって計画的に推進されるよう各主体の役割を体系化しました。各主体が相互に連携を図りながら「目指す環境像」の実現に向けて取り組んでいくことを目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「小山町環境基本条例」の第8条に基づく計画です。

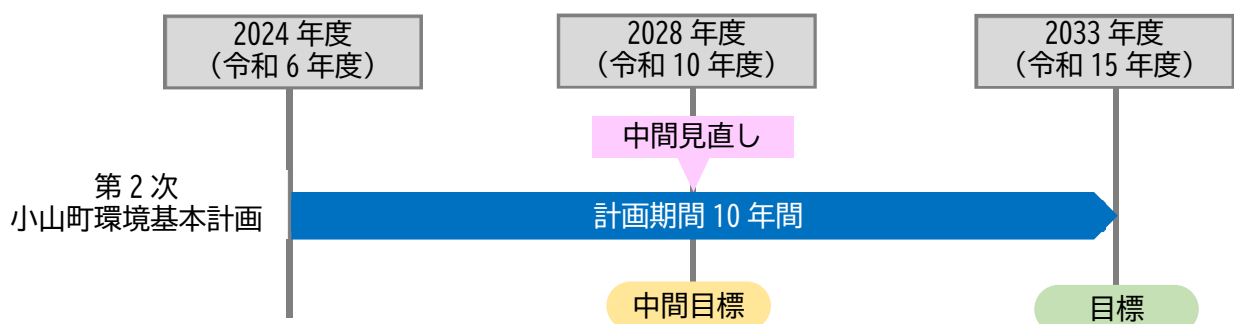
「小山町総合計画」を最上位とする様々な個別計画は、「小山町環境基本条例」の基本理念を踏まえ実施されることになります。



3 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。

なお、社会情勢や環境の変化を踏まえ、計画期間の5年目に中間見直しを行います。



4 計画の役割

環境を保全し、より良い環境を創造していくためには、町、町民、事業者及び滞在者等の理解と協力が何より大切です。計画の役割を例とすると、各主体の方々には下記のような役割を担い、互いに連携・協働することで新たな力が芽生えるための礎となるよう計画を推進します。

